

ハローワーク もりおか

令和 3 年 4 月 No.571



就 任 の ご 挨 拶

盛岡公共職業安定所長 高屋敷 敏彦

4月1日付けで盛岡公共職業安定所長を拝命いたしました高屋敷と申します。就任にあたり一言ご挨拶申し上げます。

当所の業務運営につきましては、平素より企業の皆様、関係機関の皆様の格別なるご理解、ご支援を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、令和2年度は年度当初から新型コロナウイルス感染症が経済、雇用状況に甚大な影響を与えたところでございます。雇用情勢は、長期間続いた人手不足期とは様変わり状況となっており、当所管内の有効求人倍率は、昨年3月以降急速に低下し、5月には5年1ヶ月ぶりに1倍を下回る状況となり、今年1月には1倍台に回復したものの、以降1倍をわずかに上回る水準で推移しています。

以上のように、雇用情勢が急激に悪化する中で人手不足感は弱まったものの、離職された方々などの早期再就職を図る観点から引き続きマッチング対策等が大きな課題となっており、今後の雇用動向を展望すると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の動きにより先行きの不透明感が増すことが予想され、雇用情勢への影響について十分注意していくことが必要と考えています。

岩手労働局は、令和3年度行政運営方針において、「コロナ禍における雇用支援」、「多様な人材の活躍支援」、「ウイズコロナ時代に対応した労働環境の整備、生産性向上の推進」の3つの柱を掲げて業務を推進することとしています。当所におきましては、企業の人材確保、求職者の安定的雇用の促進のため、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策を徹底したうえで、個別的手法のみならず、就職相談会などの集団的手法を用いて、「求人者と求職者のマッチングの一層の推進」と企業の人材確保のために不可欠な「企業の雇用管理改善」に取り組んで参ります。

利用者の方から信頼されるハローワークを目指し、様々な課題に職員が一丸となって取り組む所存でありますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方の益々のご発展とご健勝をご祈念申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

- 就任のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 5月以降の雇用調整助成金の特例措置等について・・・・・・・・ 2
- 令和2年度もりおか就職ガイダンスを開催しました・・・・・・・・ 3
- 厚生労働省岩手労働局人事異動(盛岡安定所分)令和3年4月1日発令・・・・・・ 4
- 最近の求人求職のうごき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

5月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

(注) 以下は、事業主の皆様にご政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点（報道発表令和3年3月25日現在）での予定となります。

1. 5月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金等」という。）については、先般（令和3年2月12日）公表した「新たな雇用・訓練パッケージ」（参考 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204414_00011.html）を踏まえ、下表のとおり、5月・6月の2か月間、原則的な措置を縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業について特例を設ける予定です。

そのうえで、7月以降については、雇用情勢が大きく悪化しない限り、上記の原則的な措置及び感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業への特例措置をそれぞれ更に縮減する予定です。

2. 雇用調整助成金等の雇用維持要件について

現在、一定の大企業及び全ての中小企業を対象として、解雇等を行わない場合の助成率を10/10としており、これらの企業の令和3年1月8日以降4月末までの休業等については、令和3年1月8日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断しているところです。（※）

（※）雇用維持要件が緩和されていない企業は、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

5月・6月の休業等については、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に係る特例の対象となるものに対し、引き続き、令和3年1月8日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断することとする予定です。

（上記に該当しない企業については、令和2年1月24日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断。）

5月・6月の雇用調整助成金等・休業支援金等

雇用調整助成金等

（括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合）

		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
	地域特例(※1)	—	4/5(10/10) 15,000円
	業況特例(※2)【全国】	—	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置【全国】	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円
	地域特例(※1)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
	業況特例(※2)【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

(※1)～4月末：緊急事態措置実施地域、まん延防止等重点措置実施地域において、知事による、新型インフルエンザ対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(大企業のみ)

5月・6月：まん延防止等重点措置実施地域において、知事による、新型インフルエンザ対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主

(まん延防止等重点措置実施地域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。まん延防止等重点措置の解除月の翌月末まで適用。)

(※2)生産指標が最近3か月の月平均で前(々)年同期比30%以上減少の全国の事業主

休業支援金等

		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※4)	—	8割 11,000円
大企業(※3)	原則的な措置【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※4)	—	8割 11,000円

(※3)大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※4)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。なお、上限額については月単位での適用とする。

(例)5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置
→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

令和2年度「もりおか就職ガイダンス」を開催しました！

令和4年3月卒業予定の大学・短大・高専・専修（専門）・公共能力開発施設等の学生及び3年以内の既卒者等を対象とした「令和2年度もりおか就職ガイダンス」を、3月16日（火）、「ホテルメトロポリタン盛岡 ニューウイング4階 メトロポリタンホール」において開催しました。

この就職ガイダンスは、就職活動解禁を目前に控えた学生や既卒者等に対し、盛岡地域の企業や業界に関する情報収集を行っていただくことを目的に開催したもので、ハローワーク盛岡管内の企業へ就職を希望する学生や既卒者等が、県内外から参加しました。

ガイダンスの冒頭、盛岡広域振興局の 泉裕之 局長が主催者を代表して挨拶を行い、続いて、就職ガイダンスの運営スタッフが開催の趣旨や開催に当たっての留意事項を説明しました。

その後、ハローワーク盛岡管内で大卒等求人を予定している企業89社が、それぞれのブースを訪れた学生や既卒者等に、企業や業界に関するPRや採用実績、先輩社員の活躍状況等、幅広く情報提供を行いました。

参加者は自分に合った仕事を見つけるために積極的にブースを回り、企業の担当者の説明にメモを取りながら熱心に耳を傾けていました。



令和4年3月大学等卒業予定者を対象とした求人の受理は令和3年2月1日から始まっています。
令和4年3月大学等卒業予定者を対象とした求人の公開は令和3年4月1日からです。
採用選考活動の開始は令和3年6月1日からです。

【お問い合わせ先】 求人企画部門 学卒担当 ☎ 019-624-8905

厚生労働省岩手労働局人事異動（盛岡安定所分）

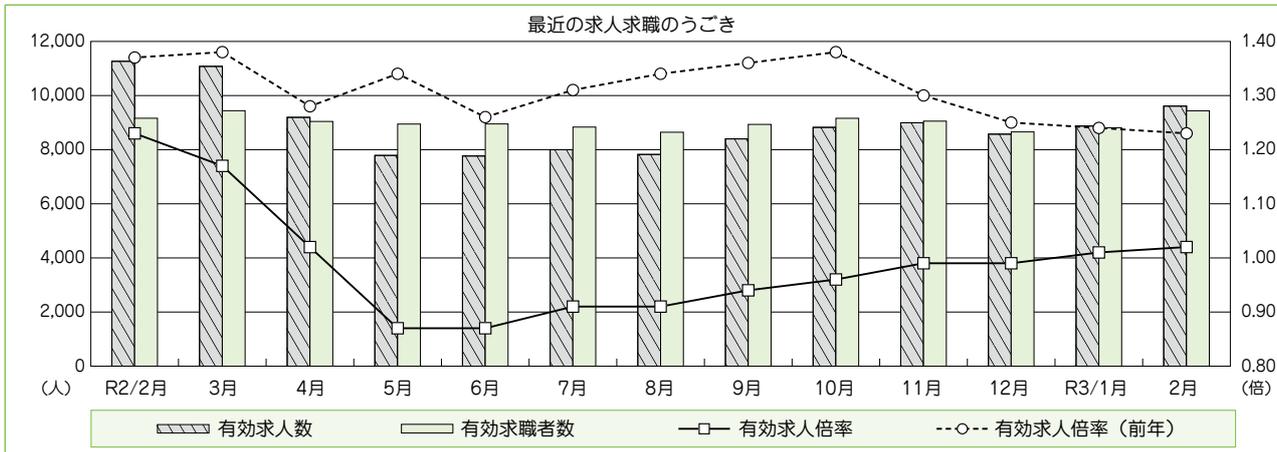
令和3年4月1日発令

新職名	氏名	旧	
		所属	職名
所長	高屋敷 敏彦	職業安定部課長	職業安定部課長
主就職促進指導官	袴田 浩一	職業安定部職業対策課	事業所給付課監査官
庶務課長	佐々木 正幸	盛岡安定所	求人企画部門統括職業指導官
職業紹介第二部門統括職業指導官	竹花 克也	総務部労働保険徴収室	徴収第二係長
求人企画部門統括職業指導官	大木 久寿	花巻安定所	求人専門援助部門統括職業指導官
職業紹介第二部門就職促進指導官	田口 勉	職業安定部職業対策課	地方雇用開発担当官
専門相談部門就職促進指導官	大村 忍	盛岡安定所（菜園庁舎）	就職促進指導官
就職促進指導官（菜園庁舎）	上田 貴子	盛岡安定所	職業紹介第二部門就職促進指導官
雇用保険適用課雇用継続給付係長	瀬川 穰	一関安定所	管理課雇用保険給付調査官
雇用保険適用課雇用継続給付係長	小川 邦義	新規採用	

新職名	氏名	旧	
		所属	職名
雇用保険給付課雇用保険給付調査官	鈴木 俊明	盛岡安定所（菜園庁舎）	上席職業指導官
雇用保険給付課雇用保険給付調査官	大澤 智	久慈安定所	職業紹介部門上席職業指導官
職業紹介第一部門上席職業指導官	佐々木 文雄	宮古安定所	職業紹介部門就職促進指導官
職業紹介第二部門上席職業指導官	奈良 千秋	総務部課	会計主任
上席促進指導官（菜園庁舎）	金成 風太	一関安定所	求人専門援助部門上席職業指導官
沼宮内出張所雇用保険給付調査官	阿部 雅和	盛岡安定所	雇用保険給付課雇用保険給付調査官
職業指導官	梅木 早紀	大船渡安定所	管理課業務主任
職業指導官	佐藤 史崇	釜石安定所	管理課業務主任
厚生労働事務官	佐藤 玲菜	総務部課	厚生労働事務官

※再任用を除く

最近の求人求職のうごき



	R2/2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3/1月	2月	前年同月比
新規求人数	4,414	3,594	2,867	2,731	3,054	3,235	2,589	3,207	3,655	3,152	2,732	3,749	3,700	▲16.2%
有効求人人数	11,267	11,079	9,196	7,789	7,768	7,998	7,825	8,400	8,826	8,996	8,575	8,875	9,611	▲14.7%
新規求職者数	2,647	2,080	2,563	1,864	1,935	1,845	1,561	1,848	1,893	1,636	1,555	1,984	2,236	▲15.5%
有効求職者数	9,163	9,441	9,044	8,948	8,952	8,837	8,646	8,935	9,161	9,056	8,657	8,811	9,438	3.0%
新規求人倍率	1.67	1.73	1.12	1.47	1.58	1.75	1.66	1.74	1.93	1.93	1.76	1.89	1.65	-0.02P
有効求人倍率	1.23	1.17	1.02	0.87	0.87	0.91	0.91	0.94	0.96	0.99	0.99	1.01	1.02	-0.21P
有効求人倍率(前年)	1.37	1.38	1.28	1.34	1.26	1.31	1.34	1.36	1.38	1.30	1.25	1.24	1.23	-

ハローワーク盛岡菜園庁舎

〒020-0024盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル
 開庁時間 平日 10:00～18:30
 職業相談コーナーのみ 土曜日開庁 10:00～17:00
盛岡新卒応援ハローワーク（1F）
わかもの支援コーナー（1F）
 TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608
職業相談コーナー（2F）
 TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638
マザーズコーナー（2F）
 TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638
就職氷河期世代専門窓口（2F）
 TEL 019-908-2060 FAX 019-908-2061
職業訓練相談コーナー（2F）
 TEL 019-606-2256 FAX 019-908-2062

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号
 TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3
 TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312

滝沢市地域職業相談室

〒020-0632 滝沢市牧野林1000-1
 TEL 019-687-6911 FAX 019-687-6912



岩手労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>
 厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp>